

廃棄物の適正処理について

(排出事業者用)

山 形 県

平成31年4月

目 次

本 編

第 1	廃棄物とは	1
第 2	一般廃棄物と産業廃棄物	1
第 3	特別管理産業廃棄物	2
第 4	排出事業者の処理責任	3
第 5	建設廃棄物の排出事業者	5
第 6	産業廃棄物の保管基準、事前届出	5
第 7	処理基準	6
第 8	委託基準	7
第 9	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付	9
第 10	帳簿の備え付け	10
第 11	責任者等の設置	10
第 12	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画	10
第 13	関係法令による基準	11
	【廃棄物に関する問い合わせ先】	14

資料編

資料 1	廃棄物の分類	15
資料 2	産業廃棄物の種類と具体例	16
資料 3	水銀について	18
資料 4	石綿（アスベスト）を含む廃棄物の処理	21
資料 5	産業廃棄物の保管基準	22
資料 6	産業廃棄物の保管に関する届出	24
資料 7	車体に表示する内容及び備え付ける書面	25
資料 8	許可の必要な産業廃棄物処理施設	26
資料 9	委託契約書の記載事項、保存期間	27
資料 10	基本的なマニフェスト	28
資料 11	一般的なマニフェスト（積み替え保管なし）の運用の流れ	29
資料 12	産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等の状況報告について	30
資料 13	産業廃棄物の処理に関する帳簿について	31
資料 14	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	32
資料 15	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理について	33

廃棄物の適正処理について（排出事業者用）

廃棄物の運搬や処分に関しては、その処理の仕方によっては、生活環境への影響が出ることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により種々の基準が定められており、廃棄物を運搬、処理する者（排出事業者、廃棄物処理業者等）はこの基準を守らなければなりません。

以下に、特に排出事業者に関連する事項を記載しました。

第1 廃棄物とは

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために、不要になったものをいいます。

これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。

（参考：「行政処分の指針について（平成30年3月30日：環境省通知）」）

第2 一般廃棄物と産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、20種類に分類されています。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。資料1, 2, 3, 4

留意点

- ① 「事業活動」とは製造業や建設業等に限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公共事業も広く含まれます。
- ② 産業廃棄物には量的な規定がないので、個人事業者等の事業規模が小さいものから排出される場合や、1回の排出量が極めて微量な場合であっても該当します。
- ③ 産業廃棄物は一つの種類に限定されるものではなく、二つ以上の種類に該当する場合があります。産業廃棄物が数種類混合したもの、例えば、「廃油性塗料」は「廃油」と「廃プラスチック類」の混合物、食堂等のグリーストラップ汚泥で廃油が5%以上含まれている場合は「汚泥」と「廃油」の混合物になります。
- ④ 産業廃棄物は全ての業種に伴うものと、特定の業種に伴うものがあります。

○全ての業種に伴うもの（計12種類）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん

○特定の事業活動に伴うもの（具体的な業種は資料2参照）（7種類）

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体

※例えば、オフィス活動から排出される紙は一般廃棄物ですが、廃プラスチック類は産業廃棄物となるので注意が必要です。

また、レストラン・飲食店から排出される残飯類や、造園業者から排出される剪定枝、枯葉類は一般廃棄物です（事務所等から排出される一般廃棄物は事業系一般廃棄物ともいわれます）。

第3 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として区分されています。資料1

特別管理産業廃棄物

- ・ 燃えやすい廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）
- ・ 酸性の強い廃酸（pH2.0以下）
- ・ アルカリ性の強い廃アルカリ（pH12.5以上）
- ・ 感染性産業廃棄物（医療廃棄物のうち感染性のあるもの）
- ・ 特定有害産業廃棄物（PCB、廃水銀等、廃石綿等、重金属等を一定量以上含む産業廃棄物）など

特別管理一般廃棄物

- ・ 廃家庭用電気製品のPCBを使用した部品
- ・ 感染性一般廃棄物 など

留意点

- ① 感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアルを参考に判断することができます。
 - 感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月 環境省）
<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>
- ② 事業所から排出されるPCBを含む廃棄物（変圧器、コンデンサー、安定器等の廃電気機器製品に多く含まれています）は、全国的に処理できる業者が限られることから、処理がされるまでの間、適正に保管する必要があるほか、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、毎年度の保管状況等の届出をする必要があります。
詳しくは「第12 関係法令による基準」をご確認ください。
- ③ 水銀を含む産業廃棄物は、特定の施設から排出された場合に特別管理産業廃棄物に該当しますが、特別管理産業廃棄物に該当しない場合であっても、水銀を含む製品が産業廃棄物となったものや、一定量の水銀を含む産業廃棄物は、それぞれ「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」という処理する際の区分があり、別個の処理基準が定められています。資料3
- ④ 石綿（アスベスト）を含む産業廃棄物は、特に飛散しやすいものが特別管理産業廃棄物に該当しますが、特別管理産業廃棄物に該当しない場合であっても、「石綿含有産業廃棄物」という処理する際の区分があり、別個の処理基準が定められています。資料4

第4 排出事業者の処理責任

排出事業者は、自ら発生させた廃棄物は、一般廃棄物・産業廃棄物の区分に関係なく、自ら処理しなければなりません。

排出される廃棄物が一般廃棄物の場合、処理計画を定めるなどの統括的な処理責任は市町村にあります。排出事業者は、市町村が定めた処理計画に従って処理する責任を有しています。

自ら処理することが困難な場合には、委託して処理することになりますが、それでも、排出者として委託した廃棄物が適正に処理されたことを確認することが必要で、あくまでも排出者が処理責任を有しています。

留意点

- ① 処理を委託する場合には、処理委託先の事業場を現地確認したり、インターネットで公開されている維持管理や処理業者に関する情報を確認したりして、適正な処理委託先であるか判断する必要があります。
 - 排出事業者による処理委託先確認時のチェックシート（参考）
「環境省ホームページ 「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」」
※通知の「3 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」
<http://www.env.go.jp/hourei/add/k060.pdf>
 - インターネットでの情報公開（参考）
「産廃情報ネット」
http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/n_search.php
- ② 廃油や廃酸、廃アルカリ、汚泥などは、廃棄物の性状や成分などによっては、焼却など処分方法が限定されるものがあることから、事前に情報提供するとともに、委託先の処理施設を確認するなどして、処理できるかどうか判断する必要があります。

事前に必要な情報を提供しないまま処理を委託し、委託した業者が不適正な処理を行った場合には、排出事業者にも責任追及されますので注意してください。

 - 情報提供ツール・ガイドライン
「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年5月 環境省）
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>
- ③ 平成28年1月に、食品製造業者等から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正転売され、食品として流通するという事案が発覚しました。

環境省が取りまとめた「食品廃棄物の不正転売事案について（総括）」で、再発防止策のひとつに「排出事業者責任の徹底」が挙げられました。

<抜粋> 「食品廃棄物の不正転売事案について（総括）（平成29年6月）」
<http://www.env.go.jp/press/104161.html>

（課題）・排出事業者は発酵が難しいことが明らかなものも処理を委託、排出事業者による現地確認、料金は適切であったか疑問

（対応）・排出事業者は、措置命令の対象となり社名等が公表、社会的信用が失墜するリスクについて十分に認識すべき。

・排出事業者が果たすべき責務の周知徹底・指導を強化（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）
- ④ 処理委託先を選択する際には、「優良産廃処理業者認定制度（※次頁参考）」により、都道府県知事の優良の認定を受けた処理業者を活用する方法があります。

【※優良産廃処理業者認定制度】

- ・優良産廃処理業者認定制度は、平成22年の法改正により創設されました。
- ・産業廃棄物処理業に関して、優れた能力及び実績を有する者の基準（これを「優良基準」といいます。）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、産業廃棄物処理業者には許可が通常5年から7年に延長されるメリットを与えるとともに、排出事業者が、優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることが目的です。
- ・優良認定業者の許可証には「優良」のマークが記載されています。また、県のホームページで優良認定業者の名簿を掲載しています。

●山形県知事から優良認定を受けた産業廃棄物処理業者名簿

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050010/waste/shorigyoshameibo.html>

「優良基準」

以下の基準を全て満たしていること。

- ① 従前の許可の有効期間において、特定不利益処分（事業停止命令、改善命令、施設の使用停止命令、施設設置許可の取消し等）を受けていないこと。
- ② 許可更新申請の日から6か月間（既に優良認定を受けている優良認定業者の場合は、従前の許可の有効期間）、インターネットで事業内容等を公開し、一定の頻度で更新していること。
- ③ ISO14001、エコアクション21等による認証を受けていること。
- ④ 電子マニフェストが利用可能であること。
- ⑤ 法人の場合は、更新申請直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
- ⑥ 法人の場合は、更新申請直前3年の各事業年度における経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額の平均額が零を超えていること。
- ⑦ 法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。
- ⑧ 廃棄物最終処分場を所有している場合は、積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

第5 建設廃棄物の排出事業者

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は、元請業者にあります。

元請業者が、排出事業者として、さまざまな基準を遵守する必要があります。

元請業者以外の者（下請業者）が産業廃棄物の処理を行う場合は、自らの産業廃棄物を処理しているとはみなされないため、一部の例外を除き、産業廃棄物処理業の許可が必要です。

【下請業者が自ら運搬できる場合】※書面により建設工事の請負契約書に定めておく必要があります

- ・次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物（特別管理廃棄物を除く。）であるもの
 - ① 建設工事（建築物等の全部または一部を解体する工事及び建築物等に係る新築または増築の工事を除く。）であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの
 - ② 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの
- ・次のように運搬される廃棄物であるもの
 - ③ 1回当たりの運搬量が1 m³以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
 - ④ 廃棄物を生ずる事業場の所在地がある都道府県またはその隣接する都道府県の区域内の施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの）に限る。）に運搬されるもの
 - ⑤ 廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの

第6 産業廃棄物の保管基準、事前届出

排出事業者は、自己の産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障がないように、保管基準を守って保管しなければなりません。資料5

建設工事に伴って発生する産業廃棄物を、発生した工事現場で保管する場合も同様です。

産業廃棄物が発生した工事現場以外の場所で、300平方メートル(m²)を超える大きさを保管する場合には、事前に山形県知事又は山形市長に届け出なければなりません。資料6

留意点

- ① 廃泥水等の液状又は流動性を呈するものは、貯留槽で保管する。
- ② がれき類は崩壊・流出等の防止措置を講ずるとともに、必要に応じて散水を行うなど粉じんの防止措置を講ずる。
- ③ 産業廃棄物を発生させた事業場以外の場所での産業廃棄物の保管は、その場所で処分を行うときか、積替えを行うときのみ認められます。また、保管場所からの一日当たりの平均搬出量の7倍の量以上は保管できません。

(参考) 一般廃棄物の保管基準

一般廃棄物については、産業廃棄物のような保管基準は排出事業者には適用されませんが、自ら処分しない一般廃棄物については、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等、市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならないとされています。

事業系一般廃棄物についても、収集運搬されるまでの間は産業廃棄物の保管基準に準じて適正に保管するようにしてください。

第7 処理基準

自社の工場等から排出される産業廃棄物を自ら運搬・処理する場合は、「産業廃棄物処理基準」を守って行わなければなりません。

産業廃棄物処理基準は、処理の内容毎に決められています。

- ・収集運搬基準、処分基準（中間処理基準、埋立処分基準）

収集運搬基準

- ① 産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。
- ② 悪臭、騒音及び振動によって生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
- ③ 運搬車には、車体の外側に表示をし、かつ、その運搬車に書面を備えること。資料7
- ④ 水銀使用製品産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物は、破碎することなく、他の物と混合しないように区分して運搬すること。
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の場合は、他の物と混合しないように区分して運搬すること。

処分基準

- ① 産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。
- ② 悪臭、騒音及び振動によって生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
- ③ 焼却は、定められた構造で定められた方法で行うこと。
- ④ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等は、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ⑤ 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀を含む量が多いものとして定められたもの、又は水銀含有ばいじん等であって一定量の水銀を含むものは、定められた方法で水銀を回収すること。資料3
- ⑥ 水銀使用製品産業廃棄物は、安定型最終処分場に埋め立てることはできないこと。 など

留意点

- ① 排出事業者が自ら産業廃棄物を処分施設まで運搬する場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要ですが、収集運搬基準は適用されます。
- ② 野焼き及び不法投棄は、厳しく罰せられます。
- ③ 埋め立てを行う場合は、埋立地の面積に関係なく県の許可が必要になります。
- ④ 中間処理を行う場合、処理を行う施設（例えば焼却施設、汚泥脱水施設、埋立地等）が産業廃棄物処理施設に該当する場合は、県の許可が必要です。
(許可が必要な産業廃棄物処理施設：資料8)
(不明な場合は、各総合支庁環境課にご相談ください。)

第8 委託基準

産業廃棄物の収集運搬や処分を他人に委託する場合には、**基準に従い委託**しなければなりません。

委託基準（その1）

① 収集運搬、処分について、それぞれ産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可を有する者、その他環境省令で定める者に委託すること。

＜産業廃棄物の収集運搬を委託できる者＞

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
- ・環境大臣による認定（再生利用認定、広域処理認定、無害化処理認定）を受け、かつ運搬ができる者
- ・市町村又は都道府県（収集運搬をその事務として行う場合に限る）
- ・専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙・金属くず・ガラスくず・古繊維）のみの収集運搬を業として行う者 など

＜産業廃棄物の処分を委託できる者＞

- ・産業廃棄物処分業の許可を受けた者
- ・環境大臣による認定（再生利用認定、広域処理認定、無害化処理認定）を受け、かつ処分ができる者
- ・市町村又は都道府県（処分をその事務として行う場合に限る）
- ・専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙・くず鉄・空き瓶類・古繊維）のみの処分を業として行う者 など

委託基準（その2）

② 委託する際には、処理業者の許可証を確認し、委託する産業廃棄物が許可の内容に含まれているかどうかを確認すること。

- ・許可の種類は4つにわかれており、許可の期限は5年（優良認定業者の場合は7年）です。

- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・産業廃棄物処分業
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業
- ・特別管理産業廃棄物処分業

③ 委託する際には、委託契約を書面で締結すること。

- ・契約締結義務者は、産業廃棄物を「排出する者」になります。
- ・委託契約書には、法で定める事項を記載しなければなりません。資料9
- ・委託契約書及び添付書類は、5年間保存。

2 特別管理産業廃棄物の委託基準

特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、上記のほかに、委託しようとする者に対して、あらかじめ、廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い上の注意について文書で通知しなければなりません。

3 二者契約と三者契約

契約は、収集運搬の契約は収集運搬業の許可を持つ者と、中間処理又は最終処分の委託は処分業の許可を持つ者と、それぞれ別々に契約することとなっています。

ただし、当該業者がこれらの両方の許可を有する場合については、ひとつの契約書にまとめてもかまいません。

留意点

- ① 古紙、金属くず、ガラスくず、古繊維4品目の回収業者に限っては、回収したものが再生される場合は、一般・産業廃棄物処理業の許可が不要とされておりますので、これらの専門業者に委託することも可能です。その場合は、後述するマニフェストの交付は不要ですが、委託契約の締結は必要です。
- ② 排出事業者から収集運搬業者の保管施設を経由して処理施設に運搬する場合は、排出事業場から積替保管施設に運搬する業者A及び積替保管施設から処理施設に運搬する業者Bとそれぞれ運搬に係る契約をしなければなりません（区間委託といいます）。
- ③ 契約書のひな型は、一般社団法人山形県産業資源循環協会のホームページからダウンロードできます。

(一社) 山形県産業資源循環協会 <http://www.yamagata-sanpai.or.jp/commission/>

4 再委託の禁止

再委託とは、排出事業者と当初に委託契約を結んだ受託者（処理業者）が、自ら当該委託業務を行うことができなくなった場合に、他の者にその業務を行うよう委託することです。

再委託は原則として禁止されています。

再委託が認められる場合

- ① 受託者（排出事業者から一次的に委託を受けた者）が、あらかじめ排出事業者に対して再委託者の名称及び再受託者が他人の産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を業として行うことができ、かつ、当該産業廃棄物の処理が事業範囲に含まれるものであることを明らかにしていること。
- ② **排出事業者が**当初の受託者が再委託者に再委託することを**書面により承諾**していること。
- ③ 受託者は、産業廃棄物を再受託者に引き渡す際に、排出事業者との間で取り交わした委託契約の内容を記載した文書を交付すること。
- ④ 受託者と再受託者との間に、委託基準に基づいた当初の委託契約と同じ内容の再委託契約が結ばれていること。

(参考) 一般廃棄物の委託基準

排出事業者は、その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬については一般廃棄物収集運搬業者等に、処分については一般廃棄物処分業者等に、基準に従い委託しなければならないとされています。

一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、委託契約締結の義務はありません。

第9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合は、マニフェストを交付しなければなりません。**資料10、11**

また、マニフェストは、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しなければなりません。

産業廃棄物管理票を交付した排出事業者は、毎年6月30日までに、前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票の交付状況について、県知事又は山形市長に報告が必要です。**資料12**

マニフェストには、紙ベースのほか、電子化してネットワークでやり取りを行う「電子マニフェスト」があります。平成29年の法改正により、平成32年（2020年）4月から、前々年度に特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）を年間50トン以上排出する事業場を有する事業者は、当該事業場から排出される特別管理産業廃棄物については、電子マニフェストの利用が義務となります。

マニフェストシステムは、

- ① 排出者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物処理業者にマニフェストを交付し、
- ② 処理終了後に処理業者からその旨を記載した写しの送付を受けることにより、
- ③ 委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認する制度です。
- ④ 必ず、排出者の手元に残るA票と返送されたB2、D、E票を照合すること。

留意点

- ① 排出事業者は、マニフェストの交付日から一定の期間が経過してもマニフェストの写しの送付を受けないとき、必要な事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたときは、速やかに収集運搬又は処分の状況を把握するとともに、知事又は山形市長に、法に定める様式により報告書を提出しなければなりません。

【交付日からの送付期限】

マニフェスト	送付期限	保管期限
B2	産業廃棄物 90日	5年間
D	特別管理産業廃棄物 60日	
E	180日	

- ② マニフェストは5年間保存しなければなりません。

【電子マニフェスト】

・電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

○導入のメリット

- ・収集運搬（B2票）、中間処理（D票）、最終処分（E票）の照合が不要。
- ・マニフェストの保存が不要（紙マニフェストは5年保存必要）。
- ・運搬、処理の状況が簡単に確認。
- ・マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できる。
- ・データは、情報処理センターが管理、保存。
- ・電子マニフェストを利用している場合には、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出が不要となる。

第10 帳簿の備え付け

次に掲げる排出事業者は、必要な事項を記載した帳簿を備え付けておく必要があります。資料13

対象者

- ① 自ら産業廃棄物を焼却処分する者
- ② 発生した事業場以外の場所で、自ら産業廃棄物の処分を行う者
- ③ 産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場など）を設置する者
- ③ 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物など）を生ずる事業者

第11 責任者等の設置

次に掲げる排出事業者は、産業廃棄物の処理に係る業務を適切に行わせるため、資格を有する者の中から、責任者等をおく必要があります。

責任者等

- ① 特別管理産業廃棄物管理責任者 資料14
 - ・特別管理産業廃棄物を生ずる事業者
- ② 産業廃棄物処理責任者
 - ・産業廃棄物処理施設の設置者
- ③ 技術管理者
 - ・一般廃棄物処理施設の設置者
 - ・産業廃棄物処理施設の設置者

第12 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物等の減量その他その処理に関する計画等を、6月30日までに県知事又は山形市長に提出が必要です。

対象事業場	・前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場 ・前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場
発生量	多量排出事業者が設置する事業場において、その事業活動に伴って発生する産業廃棄物の量。当該事業場内での自ら直接再生利用、中間処理した量を含む。
処理計画書	前年度の実績により多量排出事業者該当する場合は、今年度の産業廃棄物処理計画書を県に提出
処理計画 実施状況報告書	上記の処理計画書について、翌年度には当該処理計画書の実施状況報告書を県に提出

第13 関連法令による基準

1 使用済み自動車の処理

使用済みの自動車は「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に従って処理しなければなりません。

使用済みの自動車を廃車する場合は、有償・逆有償を問わず、自動車リサイクル法による都道府県知事から登録を受けた「**引取業者**」に引き渡す必要があります。

留意点

- ① 自動車を使用していた者は、引き渡す者との間で、中古車として引き渡すか、使用済み自動車として廃車するか、あらかじめ明確に決めておく必要があります。
- ② 都道府県知事から引取業者として登録を受けた者は、事業所の見やすい場所に、登録を受けたことを示す標識（登録通知書の写しなど）を掲げています。

2 特定家庭用機器（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）の処理

事業所で使用していた家庭用のテレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を処理する場合は、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に従って処理しなければなりません。

これらの廃棄物を処理する場合は、①購入したときの小売店に引き取ってもらう、②買い換えたときの小売店に引き取ってもらう、③製造メーカーが定める指定引取場所まで自ら運搬するか運搬を委託する、のいずれかの方法で引き渡す必要があります。

留意点

- ① 処理する際に別途定められたリサイクル料金のほか、運搬料金を支払う必要があります。指定引取場所に運搬する場合は、あらかじめ郵便局等でリサイクル料金を支払う必要があります。
- ② リサイクル料金を支払い、廃棄物を引き渡すと家電リサイクル券の控えが交付されますので保存しておきましょう。この券に記載された番号で、メーカーに引き渡されたかどうかを確認することができます。
 - (一財)家電製品協会 引取状況確認システム
https://rkc-bu-in3.rkc.aeha.or.jp/plsql/rkc_web/p_kt330080
- ③ 近隣の指定引取場所は、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページで探すことができます。
 - (一財)家電製品協会 <http://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>
- ④ 特定家庭用機器を、家電リサイクル法に従わなかったり、廃棄物処理法に基づく許可を受けていない無料回収業者に引き渡したりすることはできません。

特に事業所から排出される場合は産業廃棄物であり、排出事業者はその責任を問われます。

3 PCBを含む廃棄物の処理

変圧器、コンデンサー、安定器などの電気機器などには、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれている場合があります。これらの電気製品等を廃棄物として処理する場合は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特措法）」に従って、処理期限までに処理する必要があります。

保管事業者には、毎年度の保管状況や処分状況の届出を行うこと、譲受けや譲渡しの原則禁止などが義務付けられています。資料15

【PCBとは】

- ① 耐熱性、絶縁性に優れ、安定した物質であったことから、変圧器、コンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として利用されていました。PCBの毒性が大きな社会問題となり、昭和47年以降は製造されていません。
- ② PCBを意図的に使用した高濃度のPCB油以外にも、PCBで非意図的に低濃度に汚染されている絶縁油があることが平成15年度に判明しました。

【処分方法】

PCB廃棄物の処理は広域的に行われており、PCBの濃度とPCB廃棄物の種類により、大きく以下の3種類に分けられます。山形県のPCB廃棄物は、①と②は中間貯蔵・環境安全事業(株)北海道PCB処理事業所で処理され、③は国の無害化処理認定制度等により処理されます。

- ① 高濃度のPCBを含む3kg以上の変圧器類、コンデンサー類及び高濃度のPCB油類
- ② 安定器、3kg未満の小型電気機器類、感圧複写紙、ウエス等
- ③ 低濃度PCB廃棄物（低濃度で非意図的に汚染された変圧器類・コンデンサー類などの廃電気機器等）

【処理期限】

次の処理期限までに処理する必要があります。

- ① 高濃度のPCBを含む変圧器類、コンデンサー類及び油類 : 2022年3月31日
- ② 安定器、3kg未満の小型電気機器類、感圧複写紙、ウエス等 : 2023年3月31日
- ③ 低濃度PCB廃棄物 : 2027年3月31日

留意点

- ① 現在使用しているPCBを含む電気機器についても、処理期限までに使用をやめて処理する必要があります。
- ② 変圧器、コンデンサーなどの電気機器にPCBが含まれるかどうかは、高濃度PCBについては銘板等で確認できますが、低濃度PCBで非意図的に汚染されているかどうかを確認するためには、PCB濃度を測定する必要があります。
- ③ 電気機器類を含む工作物の解体等を行う場合であっても、PCB廃棄物を含む電気機器類の場合は、その所有者（使用者）が、PCB廃棄物の排出事業者として、基準に従って各種届出や処理する責任があります。
- ④ PCBを含む電気機器やPCB廃棄物に「PCB表示ラベル」を貼り付けることにより、誤廃棄、紛失を防止し、適切に管理・保管する必要があります。

4 建設リサイクル法による処理

建設リサイクル法の対象となる建設工事の場合は、コンクリートくず、アスファルトくず、木くずについて、再資源化（資材、原材料として利用できる状態にすること。）を実施する必要があります。

なお、木くずの場合は、再資源化施設までの距離（直線距離）が50kmを超える場合は縮減（焼却などにより大きさを減ずる）をすれば足りません。

【対象となる建設工事】

建築物に係る解体工事	床面積の合計が80㎡以上
建築物に係る新築又は増築工事	床面積の合計が500㎡以上
建築物に係る新築、増築、解体以外の工事 （修繕・模様替等）	請負代金（税込）の額が1億円以上
建築物以外の工作物に係る解体工事又は新築工事等 （土木工事を含む）	請負代金（税込）の額が500万円以上

5 廃小型電子機器の処理

平成25年度に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」により、パソコン、携帯電話、デジタルカメラ等の制度対象品目を廃棄物として処理する場合は、同法の再資源化事業計画の認定を受けた者や再資源化できる者に引き渡すように努めなければなりません。

なお、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、事業所から排出されるパソコン、小型二次電池については、各メーカーが回収して再資源化するスキームを構築しています。詳しくは各メーカー又は下記ホームページを参照してください。

- （一社）パソコン3R推進協会 事業用PCリサイクル

<http://www.pc3r.jp/office/index.html>

- （一社）JBRC

<https://www.jbrc.com/>

6 業務用冷凍空調機器の処理

ビル空調、食品のショーケースや業務用の冷凍・冷蔵庫、冷凍倉庫などの業務用冷凍空調機器を廃棄物として処理する場合は、あらかじめ、フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC））を適切に回収することが必要です。

フロン類の回収は、フロン排出抑制法に基づき山形県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に依頼する必要があります。

- 山形県知事から第一種フロン類充填回収業者の登録を受けた事業所

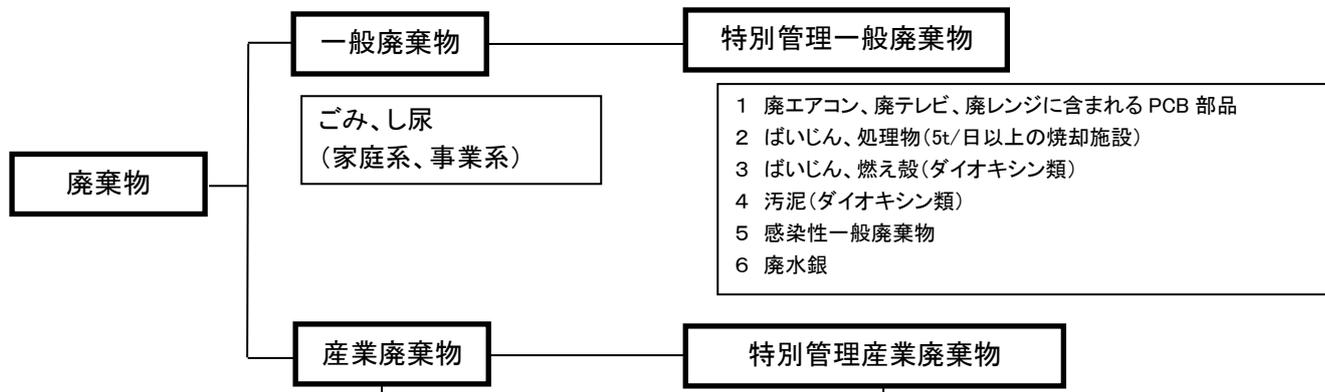
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050014/pubdoc060223freon.html>

廃棄物に関する問い合わせ先

(総合支庁)	住 所	電話番号
村山総合支庁 環境課	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8421
最上総合支庁 環境課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1287
置賜総合支庁 環境課	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	0238-26-6034
庄内総合支庁 環境課	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-4914
(県 庁)		
環境エネルギー部 循環型社会推進課	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2323
(山形市役所)		
環境部 廃棄物指導課	〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25	023-641-1212 (代表) 内線：869

※排出場所が山形市内の場合は山形市にお問い合わせください。

廃棄物の分類



あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻
	2 汚泥
	3 廃油
	4 廃酸
	5 廃アルカリ
	6 廃プラスチック類
	7 ゴムくず
	8 金属くず
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	10 鉱さい
	11 がれき類
	12 ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず
	14 木くず
	15 繊維くず
	16 動植物性残さ
	17 動物系固形物
	18 動物のふん尿
	19 動物の死体
20 処理物(上記の廃棄物を処分するために処理したもの。コンクリート固化物等)	

1 燃えやすい廃油(引火点 70 度未満)
2 廃酸(pH2 以下)
3 廃アルカリ(pH12.5 以上)
4 感染性産業廃棄物
5 特定有害産業廃棄物
・廃 PCB 及び PCB 汚染物等
・廃水銀等
・指定下水汚泥
・廃石綿等
・有害な鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥
廃酸、廃アルカリ

(参考)

① 安定型最終処分場に埋め立てできるもの(安定 6 品目)→6, 7, 8, 9, 10(石綿を含む熔融固化物に限る), 11

ただし以下のものは除く

廃石膏ボード、バッテリー、鉛はんだを含む廃プリント配線板、ブラウン管、シュレッダーダスト、有機物が付着した廃容器包装
水銀使用製品産業廃棄物

② 液状物は埋め立て禁止(廃酸、廃アルカリ、廃油)

産業廃棄物の種類と具体例

	種 類	具 体 例
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、焼却炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	10 鉱さい	鑄物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特 定 の 事 業 活 動 に 伴 う も の	13 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14 木くず	木製の運送用パレット(すべての業種)、木製リース製品(物品賃貸業)、建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等
	15 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
20 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)		

産業廃棄物の主要例

廃プラスチック類

- ペットボトル
- 使用済みの事務用プラスチック製品
- 発泡スチロール
- 発泡スチロール製容器類
- プラスチック製袋、容器類
- 飼料用袋・農業用マルチ
- 合成繊維くず
- 合成ゴムくず（廃タイヤ含む）
など

金属くず

- スチール、アルミ製の空き缶
- スチール製粗大ごみ
など

廃油

- 調理場からの使用済み食用油
- 自動車の使用済みのオイル類
- オイルタンク清掃で出る廃油
など

金属くずと汚泥の混合物

- 使用済みの乾電池

汚泥と廃油の混合物

- グリストラップ（油水分離槽）清掃で出る汚泥

参考：事業系一般廃棄物の例

- 厨芥類の生ごみ
- 紙類（紙製容器、廃棄文書等を含む）
- ダンボール類
- 木綿、羊毛などの天然繊維製の衣類
- 浄化槽汚泥
- 割り箸
など

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

- ガラス製の空きビン類
- ガラス製食器
- ガラス類（板ガラスなど）
- コンクリートブロックくず
- レンガくず
- 廃かわら
- 廃石膏ボード
- 陶磁器くず
など

ガラスくず等と金属くずの混合物、（＋廃プラスチック類）

※水銀使用製品産業廃棄物

- 蛍光管

廃プラスチック類と金属くずの混合物（＋ガラスくず等）

- パソコン
- デジタルカメラ
- プリンター
- 電卓
- 時計
など

注意：感染性廃棄物

※病院、診療所、介護老人保健施設等から排出され、感染するおそれのあるものが該当します。

具体的には、「感染性廃棄物処理マニュアル」が示されています。

感染性廃棄物は、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分類されます。

＜特別管理産業廃棄物の一例＞

「血液の付いた注射針」

- 血は「液状では廃アルカリ、固形状では汚泥」で産廃、
- 注射針は「金属くず」で産廃

特別管理産業廃棄物「廃水銀等」について

○特別管理産業廃棄物であるもの

1. 廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であって、次の①又は②に該当するもの）

① 次に掲げる施設において生じたもの（ただし、水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く）

- 一 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
- 二 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- 三 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
測定機器の例：ポロシメータ
- 五 国又は地方公共団体の試験研究機関
- 六 大学及びその附属試験研究機関
- 七 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場所
- 八 農業、水産又は興業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 九 保健所
- 十 検疫所
- 十一 動物検疫所
- 十二 植物防疫所
- 十三 家畜保健衛生所
- 十四 検査業に属する施設
- 十五 商品検査業に属する施設
- 十六 臨床検査業に属する施設
- 十七 犯罪鑑識施設

② 水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

例：水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん・燃え殻・汚泥等又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから廃棄物処理施設等で回収した廃水銀

2. 1に該当する「廃水銀等」を処分するために処理したもの（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さは除く）

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」

○水銀使用製品産業廃棄物であるもの

水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの

1. 以下に掲げるもの

1	水銀電池		18	温度定点セル	
2	空気亜鉛電池		19	顔料	×
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る)	×	20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)	
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む)	×	21	灯台の回転装置	
5	HID ランプ(高輝度放電ランプ)	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く)	×	23	水銀抵抗原器	
7	農薬		24	差圧式流量計	
8	気圧計		25	傾斜計	
9	湿度計		26	周波数標準機	×
10	液柱形圧力計		27	参照電極	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る)	×	28	握力計	
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る)	×	29	医薬品	
13	真空計	×	30	水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		31	塩化第一水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	32	塩化第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		33	よう化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		34	硝酸第一水銀の製剤	
			35	硝酸第二水銀の製剤	
			36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
			37	酢酸フェニル水銀の製剤	
			備考 19 の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。		

2. 1 に掲げる水銀使用製品を材料又は部材として用いて製造される水銀使用製品(1 の×印のあるものに掲げるものを除く)

3. 1 及び2 に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

○水銀含有ばいじん等であるもの

水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであって、環境省令で定めるもの

1. ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい

水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい 1kg につき 15mg を超えて含有するもの

2. 廃酸、廃アルカリ

水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を当該廃酸又は廃アルカリ 1L につき 15mg を超えて含有するもの

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」のうち、
水銀回収が義務付けられているもの

○水銀使用製品産業廃棄物

1	スイッチ及びリレー	11	水銀式血圧計
2	気圧計	12	灯台の回転装置
3	湿度計	13	水銀トリム・ヒール調整装置
4	液柱形圧力計	14	差圧式流量計
5	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る)	15	浮ひょう形密度計
6	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る)	16	傾斜計
7	真空計	17	積算時間関係
8	ガラス製温度計	18	ひずみゲージ式センサ
9	水銀充満圧力式温度計	19	電量計
10	水銀体温計	20	ジャイロコンパス
		21	握力計

○水銀含有ばいじん等

1. ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい

水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は
鉱さい 1kg につき 1,000mg を超えて含有するもの

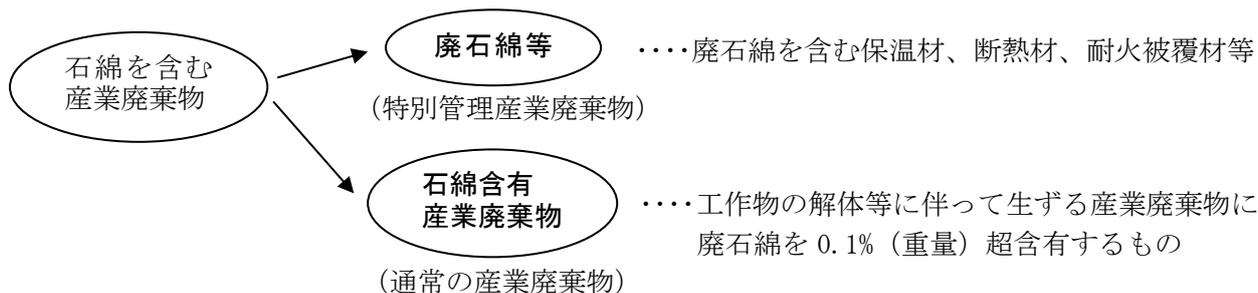
2. 廃酸、廃アルカリ

水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ 1L につ
き 1,000mg を超えて含有するもの

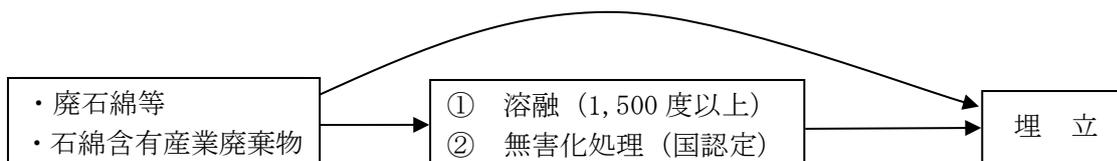
石綿（アスベスト）を含む廃棄物の処理

平成18年の法改正により、石綿を含む廃棄物の処理の規制が強化されました。

- ① 石綿を含む産業廃棄物は、廃石綿等と石綿含有産業廃棄物に区分されています。



- ② 処理の方法として、石綿の飛散を防止するため、基本的に破砕、切断することが禁止されています。処理の方法は以下のとおりです。



留意点

(石綿含有産業廃棄物について)

- ① 解体等に伴う廃棄物（建材等）の運搬、処理を委託する場合は、あらかじめ、石綿を（0.1%超）含んでいないかどうか確認する必要があります。
- ② 含んでいる場合は、委託契約書及びマニフェストに「石綿含有産業廃棄物である旨」を記載しなければなりません。

(廃石綿等について)

- ① 廃石綿等の埋め立てを行う場合は、「1. あらかじめ固型化・薬剤による安定化・その他これらに準じる措置」を講じた後、「2. 耐水性の材料で二重に梱包」する必要があります。

【その他これらに準ずる措置】

大気汚染防止法第18条の14に規定する特定粉塵排出等作業に係る規制基準（作業基準）に定められている「薬液等により湿潤化する」措置が該当

産業廃棄物の保管基準

1 囲い・掲示板等

- ① 保管場所の周囲に囲いを設置すること。
- ② 保管場所に以下の掲示板を設置すること。
- ③ 廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないこと、悪臭を発散させないこと。
- ④ 石綿含有産業廃棄物の場合は、他の物と混合しないよう必要な措置（仕切りを設ける等）、飛散防止のための必要な措置（覆いを設ける、梱包すること等）をとること。
- ⑤ 水銀使用製品産業廃棄物の場合は、他の物と混合しないよう必要な措置をとること。

産業廃棄物 保管場所	
名称、代表者	株式会社〇×工業 代表取締役 山形一郎
本社所在地	〇〇市△△町1-2-3
責任者氏名	山形次郎
連絡先電話番号	TEL 023(123)××××
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、**、**
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m ³

60cm 以上

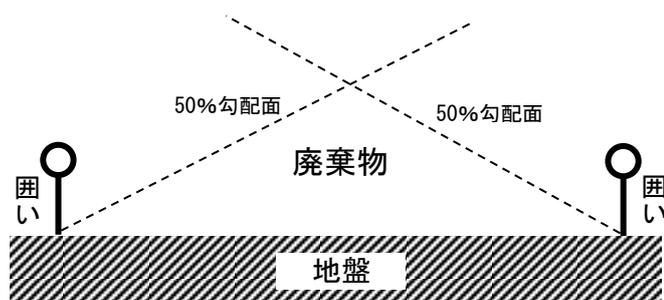
60cm 以上

- ・最大保管高さ：屋外で容器に入れず保管する場合のみ必要
- ・最大保管量：排出事業場で運搬されるまでの間保管する場合は不要
- ・産業廃棄物の種類：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載することが必要

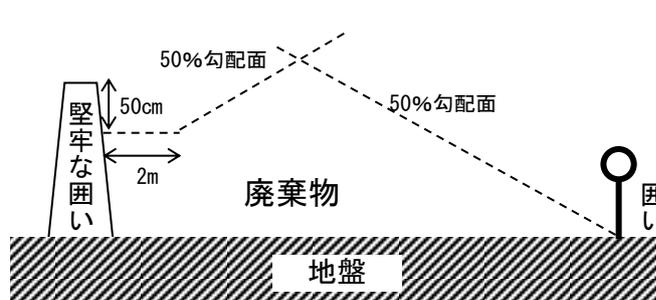
2 保管の高さ

廃棄物を屋外で容器に入れず保管する場合は、以下の高さを超えないこと

1 廃棄物が囲いに接しない場合



2 廃棄物が囲いに接する場合



3 保管量

① 収集運搬に係るもの

平均搬出量の7日分を超えないこと。

*除外：排出事業場で、廃棄物が運搬されるまでの間保管する場合は除く。

② 処分に係るもの

処理施設の能力の14日分を超えないこと。

*除外：建設業に係る木くず、コンクリート、アスファルトの再生処理施設で再生を行うために保管する場合は、

木くず、コンクリート…処理能力の28日分

アスファルト…処理能力の70日分 等

4 特別管理産業廃棄物に係る保管基準

上記の産業廃棄物の保管基準に加えて、以下の措置を講ずること。

- ① 特別管理産業廃棄物とその他の産業廃棄物が混合しないように仕切りを設けること。
- ② 廃油、廃水銀等、PCB汚染物・処理物は、容器に入れて密閉すること。
- ③ アスベスト（廃石綿）は、飛散しないよう梱包すること。
- ④ PCB汚染物は、原則として形状変更の禁止

産業廃棄物の保管に関する届出

【対象となる産業廃棄物】

- ①次のいずれにも該当する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が対象です。
- ・ 建設工事に伴って発生する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）
 - ・ 発生した事業場（=工事現場）以外の場所で保管する場合
 - ・ 保管場所の面積が 300 平方メートル（m²）を超えるもの
- ②収集運搬に伴う積み替え保管、処分のための保管のいずれも対象となります。
- ③産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている範囲の保管であれば、届出の対象となりません。

【届出時期】

- ・ あらかじめ届け出る必要があります。ただし、非常災害のために必要な応急措置として保管を行うときは、保管した日から 14 日以内に届け出をすればよいこととなっています。
- ・ 届け出た事項を変更しようとするときにも、事前に届け出てください。
- ・ 保管をやめたときは 30 日以内に届け出てください。

【提出方法】

- ・ 次に掲げる必要書類を準備し、保管場所の所在地を管轄する各総合支庁環境課に提出してください。（保管場所が山形市内の場合は山形市に提出してください。）

●産業廃棄物保管届出 必要書類一覧表

1. 申請書様式
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物事業場外保管届出書（規則様式第2号の4） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物事業場外変更届出書（規則様式第2号の5） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物事業場外廃止届出書（規則様式第2号の6）
2. 保管施設に関する書類
<input type="checkbox"/> 容器等の写真
(1) 積替え保管施設である場合は、以下に掲げる書類 <input type="checkbox"/> 図面（平面図） <input type="checkbox"/> 付近の見取図 <input type="checkbox"/> 公図（字限図） <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等
(2) 処分のための保管施設である場合は、以下に掲げる書類 <input type="checkbox"/> 図面（平面図） <input type="checkbox"/> 付近の見取図 <input type="checkbox"/> 公図（字限図） <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等

車体に表示する内容及び備え付ける書面 (規 7-2-2)

	排出事業者	産業廃棄物収集運搬業者
表示内容	① 産業廃棄物の収集運搬車両であること。 ② 氏名又は名称	① 産業廃棄物の収集運搬車両であること。 ② 氏名又は名称 ③ 統一許可番号 (下 6 桁)
文字の大きさ	上記① 140ポイント (縦横 概ね 5 cm) 以上 上記②③ 90ポイント (縦横 概ね 3 cm) 以上	
表示場所	車両の両側	
備え付ける書面	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・積載日 ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ・運搬先事業場の名称、所在地、連絡先 	① 収集運搬業許可証の写し ② 以下の書類のいずれか ア 紙マニフェスト使用の場合 →紙マニフェスト イ 電子マニフェストの場合 →使用証の写し →以下の内容の書面又は電子データ <ul style="list-style-type: none"> ・運搬者の氏名又は名称 ・運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・積載日 ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ・運搬先事業場の名称、所在地、連絡先

【良い表示例】

産業廃棄物収集運搬車
株式会社 ○▽産業

産業廃棄物収集運搬車
株式会社 ○▽産業
許可番号 123456

【悪い表示例】

- ・産業廃棄物の収集運搬車両である旨が不明確
- ・氏名、名称が屋号のみ
- ・許可番号が 3 桁

収集運搬車
○×商事

収集運搬車
○×商事
123

許可の必要な産業廃棄物処理施設

番号	施設内容	能力
①	汚泥の脱水施設	10m ³ /日超
②	汚泥の乾燥施設	10m ³ /日、天日乾燥 100m ³ /日超
③	汚泥の焼却施設	5m ³ /日超、200kg/h 又は火格子 2 m ² 以上
④	廃油の油水分離施設	10m ³ /日超
⑤	廃油の焼却施設	1m ³ /日超、200kg/h 又は火格子 2 m ² 以上
⑥	廃酸、廃アルカリの中和施設	50m ³ /日超
⑦	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日超
⑧	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超、火格子 2 m ² 以上
⑧-2	木くず、がれき類の破碎施設	5t/日超
⑨	汚泥のコンクリート固化施設	すべての施設
⑩	水銀含有汚泥のばい焼施設	すべての施設
⑩-2	廃水銀等の硫化施設	すべての施設
⑪	シアン化合物の分解施設	すべての施設
⑪-2	廃石綿等の熔融施設	すべての施設
⑫	廃 PCB 等の焼却施設	すべての施設
⑫-2	廃 PCB 等の分解施設	すべての施設
⑬	PCB 汚染物等の洗浄施設、分離施設	すべての施設
⑬-2	産業廃棄物の焼却施設	200kg/h 又は火格子 2 m ² 以上
⑭	最終処分場 (遮断型、安定型、管理型)	すべての施設

委託契約書の記載事項、保存期間

契約書の共通記載事項	
○ (特別管理) 産業廃棄物の処理を委託する際の契約書に必要な記載事項	
① 委託する (特別管理) 産業廃棄物の種類及び数量	
② 委託契約の有効期間	
③ 委託者が受託者に支払う料金	
④ 受託者の事業の範囲	
⑤ 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報	
ア 性状及び荷姿に関する事項	
イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	
ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	
エ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項	
オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合にはその事項	
カ その他取扱いに関する注意事項	
⑥ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項	
⑦ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	
⑧ 契約を解除した場合の処理されない (特別管理) 産業廃棄物の取扱いに関する事項	
運搬の記載事項	処分の記載事項
○ 運搬を委託する際に必要な記載事項	○ 処分を委託する際に必要な記載事項
⑨ 運搬の最終目的地の所在地	⑪ 処理施設の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力
○ 受託者が積替保管をする場合は次も含む	○ 処分後に残渣が発生する場合は次も含む
⑩ 積替え又は保管の場所に関する事項	⑫ 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力
保存期間	5年間 {排出事業者及び中間処理業者 (排出事業者に該当する場合) }

契約書に添付する書面

- ・ (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可証の写し

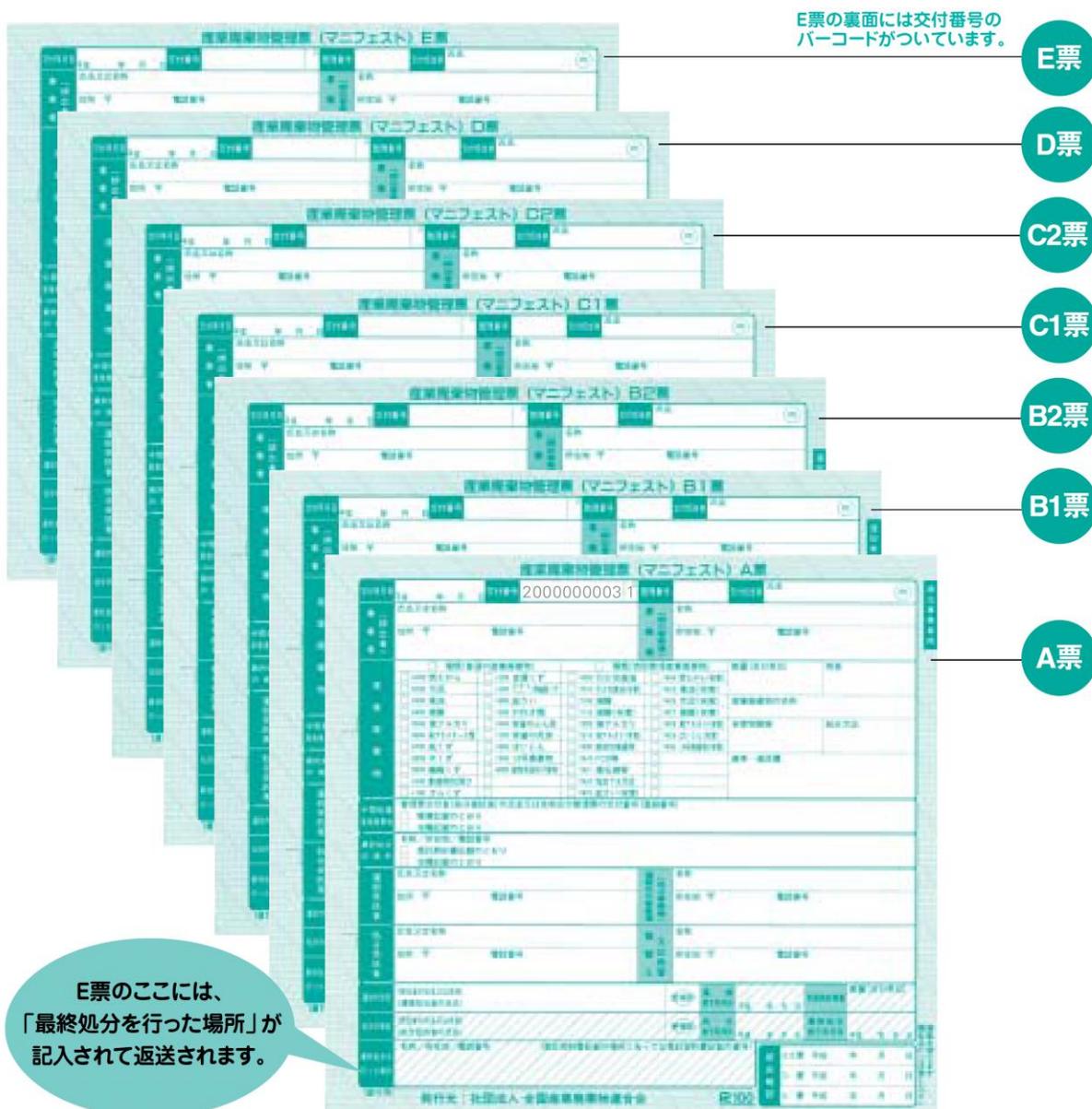
特別管理産業廃棄物を委託する際の通知文書

必要な場合	特別管理産業廃棄物を委託する場合
必要な理由	受託する処理業者が自社での処理が可能か否かを判断するため
必要な時	委託契約を締結する前
記載事項	①委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿 ②委託しようとする特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

基本的なマニフェスト

対象: 産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合

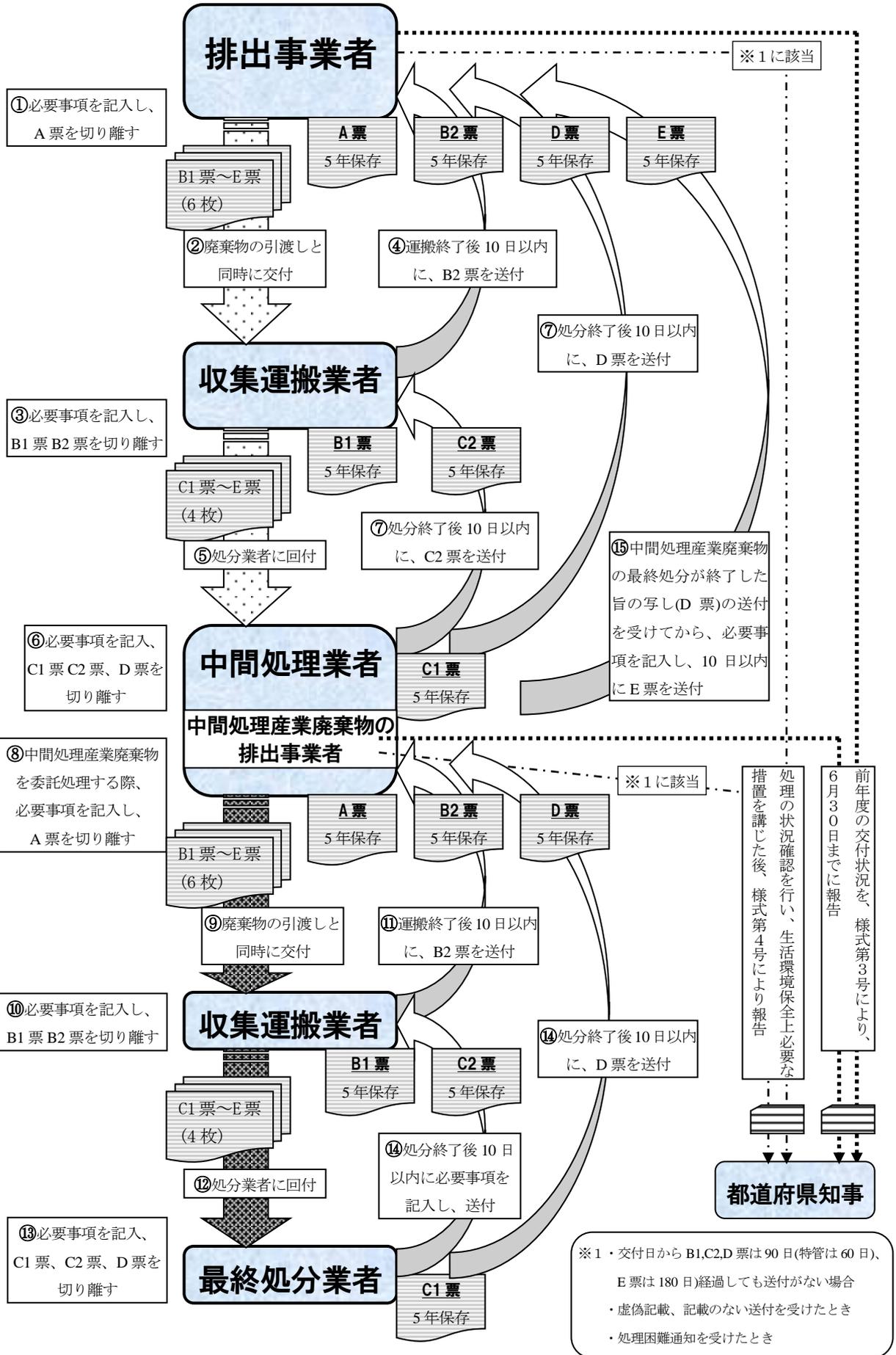
- A 票 排出事業者の控え
- B1 票 運搬業者の控え
- B2 票 運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認
- C1 票 処分業者の保存用
- C2 票 処分業者から運搬業者に戻送され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認



一般的なマニフェスト(積み替え保管なし)運用の流れ

一次マニフェスト

二次マニフェスト



産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等の状況報告について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、毎年6月30日までに、前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況を県知事又は山形市長に報告しなければなりません。

なお、電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが報告するために、報告する必要はありません。

(1) 対象者 産業廃棄物を排出する事業者で、マニフェストを交付している事業者です。

(2) 報告様式 別添 様式第3号

なお、様式は県のホームページにも載せております。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050010/waste/manifestreport.html>

(3) 提出期限 毎年6月30日まで

(4) 提出先 事業場所在地を管轄する各総合支庁の環境課に提出してください。

(事業場が山形市内の場合は山形市に提出してください。)

村山総合支庁 環境課	山形市鉄砲町2-19-68	TEL 023-621-8421
最上総合支庁 環境課	新庄市金沢字大道上2034	TEL 0233-29-1287
置賜総合支庁 環境課	米沢市金池7-1-50	TEL 0238-26-6034
庄内総合支庁 環境課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	TEL 0235-66-4914
山形市 廃棄物指導課	山形市旅籠町2-3-25	TEL 023-641-1212 (内線 869)

(5) その他

- ・排出量の単位には「トン」を用いて記載して下さい。
- ・マニフェストに体積を記載していた場合の重量への換算方法については、通知「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」別添2の換算表を参考とするか、各総合支庁環境課に問い合わせてください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨記載し、各項目について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明示してください。
- ・短期の事業場（建設現場等の設置が短期間又は所在地が一定しない事業場）が複数ある場合には、ひとまとめにしたうえで記入してください。

産業廃棄物の処理に関する帳簿について

帳簿の作成が必要な事業者

- ① 産業廃棄物処理施設（設置許可を受けた処理施設）設置者
- ② 産業廃棄物を生じた事業場で産業廃棄物を焼却処分する事業者
- ③ 産業廃棄物を生じた事業場以外の場所で産業廃棄物を処分（再生を含む）する事業者
- ④ 特別管理産業廃棄物を排出する事業者

帳簿作成のポイント

(1) 帳簿には以下の事項を記載しなければなりません。

① 発生事業場内で処分する事業者（上記①、②）

- ・ 処分年月日
- ・ 処分方法ごとの処分量
- ・ 処分後の持出先ごとの持出量

② 発生事業場外で処理する事業者（上記①又は③）及び特別管理産業廃棄物を排出する事業者（上記④）

- | | | |
|----|---|------------------------------------|
| 運搬 | { | ・ 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 |
| | | ・ 運搬年月日 |
| | | ・ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 |
| | | ・ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 |
| 処分 | { | ・ 産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 |
| | | ・ 処分年月日 |
| | | ・ 処分方法ごとの処分量 |
| | | ・ 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |

⇒ 産業廃棄物の種類ごとに記載する必要があります。

(2) 毎月末までに前月の事項を記載しなければなりません。

(3) 1年毎に閉鎖し、5年間保存しなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

特別管理産業廃棄物の種類別に、下表のいずれかに該当する者の中から選任する。

(1) 感染性廃棄物を生ずる事業者

	最終学歴・資格	技術上の実務に 従事した 経験年数
①	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士	0年
②	環境衛生指導員の職にあった者	2年
③	大学、高等専門学校、旧大学令に基づく大学、旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学の過程	0年
④	③と同等以上の知識を有すると認められる者（講習会修了者等）	0年

(2) 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

	最終学歴・資格	必要科目	技術上の実務に 従事した 経験年数
①	環境衛生指導員の職にあった者		2年
②	大学、旧大学令に基づく大学において理学、薬学、工学、農学の課程	衛生工学(旧大学令は土木工学)又は化学工学	2年
③	大学、旧大学令に基づく大学において理学、薬学、工学、農学、これらに相当する課程	②以外	3年
④	短期大学、高等専門学校、旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学、これらに相当する課程	衛生工学(旧大学令は土木工学)又は化学工学	4年
⑤	短期大学、高等専門学校、旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学、これらに相当する課程	二以外	5年
⑥	高等学校、中等教育学校、旧中等に基づく中等学校	土木科、化学科、これらに相当する学科	6年
⑦	高等学校、中等教育学校、旧中等学校令に基づく中等学校	理学、工学、農学に関する科目、これらに相当する科目	7年
⑧	①～⑦以外		10年
⑨	①～⑧までと同等以上の知識を有すると認められる者（講習会修了者等）		0年



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について

PCBとは

化学的に合成された有機塩素化合物で、耐熱性、絶縁性に優れ、変圧器やコンデンサー・安定器等に利用されていましたが、昭和43年に起きた「カネミ油症事件」でその毒性が大きな社会問題となり、昭和47年以降製造されていません。

住民理解が得られない等により処理体制が整わず、事業者による長期保管が続く、PCBによる環境汚染が懸念されましたが、国が中心となり、平成16年以降、全国的な処理体制が整備されてきています。

関係法令

PCB廃棄物の保管事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律（PCB特措法）」に基づき、毎年度の保管及び処分状況に関する届出や保管事業場変更の届出の義務、譲渡しの制限がされています。

また、PCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物に該当し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、管理責任者の設置や保管基準の遵守が義務付けられています。

PCB廃棄物の処分期限

現在も使用中の機器を含めて、原則として処分期限までに処分（①・②は処分の委託）を完了することが義務付けられています。期限までに処分の委託を完了していない場合には、改善命令の対象となります。

- ① 高濃度PCB変圧器等：2021年度末まで
- ② 安定器等・汚染物（高濃度）：2022年度末まで
- ③ 低濃度PCB廃棄物：2026年度末まで

PCB含有の判別方法

電気機器類のPCB含有の有無を調べるには、次の方法があります。

1. メーカー・型式・製造年月日から判別する
※（一社）日本電気工業会HP参照
2. 製造メーカーに直接問い合わせる
3. PCB濃度を分析する
4. 県HPの調査票を活用（アドレスは下記様式参照）

PCB廃棄物を保管している事業者の責務

□保管・処分状況等の届出

毎年6月30日までに、前年度の状況について、様式第1号によるPCB廃棄物保管状況等届出書を提出して下さい。

□管理責任者の設置

廃棄物処理法施行規則第8条の17に示されている資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置いてください。

□保管基準の遵守

廃棄物処理法施行規則第8条の13に規定されている保管基準に従って、PCB廃棄物を保管してください。（裏面をご覧ください！）

□保管事業場の変更届出

保管事業場を変更した場合、変更の日から10日以内に様式第2号による変更の届出書を提出して下さい。

なお、高濃度PCB廃棄物の場合は、JESCOの処理対象区域を越えての移動は原則禁止されています。事前に御相談下さい。

□譲渡し・譲受けの制限

一部の例外を除き、PCB廃棄物を譲渡す、又は譲り受けることは禁止されています。

関連会社への一括集約、建物ごとの売却等のケースは法令違反となることがありますので事前に御相談下さい。

なお、譲り受けた場合は、様式8号による届出が必要です。

□保管事業場の承継届出

会社の相続・合併・分割によりPCB廃棄物を承継した場合、承継後30日以内に承継届出書を提出してください。

□処分終了の届出

全ての高濃度PCB廃棄物の処分の委託を終えた場合又は全ての低濃度PCB廃棄物の処分を終えた場合、20日以内に処分終了届出書を提出して下さい。

□特例処分期限の届出

計画的に処理する等により期限の1年後（＝特例処分期限日）までに処分の委託が確実である等の法令の要件を満たすときは、届出が必要です。

※ 各種届出様式は、各総合支庁環境課窓口又は県のホームページ（組織別一覧→環境エネルギー部→循環型社会推進課→廃棄物・リサイクル総合情報サイト→PCB廃棄物（高濃度PCB使用製品）関係の届出と縦覧）から入手できます。

※ 保管状況等の届出は、PCB特措法に基づき、公表されます。

※ PCB特措法及び廃棄物処理法は、環境省のホームページで確認することができます。

【お問い合わせ、届出書等の提出先】※保管事業場が山形市内の場合は山形市に提出してください。

窓口・問合せ機関	所在地	電話番号
村山総合支庁環境課	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8422
最上総合支庁環境課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1287
置賜総合支庁環境課	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6034
庄内総合支庁環境課	〒997-1392 三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-4914
県庁循環型社会推進課	〒990-8570 山形市松波 2-8-1	023-630-2323
山形市廃棄物指導課	〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212（内線 869）

P C B 廃棄物の処分方法

① 高濃度PCBを含む変圧器・コンデンサー・油類

(高濃度のPCBを含有する3kg以上の変圧器類、コンデンサー類及び高濃度のPCB油類)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）の北海道PCB処理事業所（北海道室蘭市）で処分されています。処分にあたり、事前に機器登録が必要になりますので、同社にお問い合わせください。 H P : <http://www.jesconet.co.jp/> 電話：03-5765-1935

② 安定器等・汚染物(高濃度のPCBで汚染されたもの)

(安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、汚泥、ウエス、その他の汚染物)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）の北海道PCB処理事業所で処分されています。処分にあたり、PCB汚染物等の登録手続きが必要です。（問合せ先は①に同じ）

③ 低濃度PCB廃棄物

(PCB濃度が5,000mg/kg以下のもの、及び微量PCB汚染廃電気機器等(PCBを使用していないとする電気機器等で、数mg/kg～数十mg/kg程度のPCBに汚染されたPCBを含むもの)

「環境大臣が認定した無害化処理施設（無害化処理認定施設）」または「都道府県知事が設置を許可した施設」で処分します。

＜※山形県内には処分できる施設がありませんので、県外の処理施設で処分します＞。

無害化処理認定施設等の中から、取り扱える種類や設置場所等を考慮のうえ、保管事業者の方が処分先を選んで、個別に処分を依頼してください。

環境省「無害化処理施設認定状況」<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

P C B 廃棄物保管基準

□1 囲い

保管施設の周囲には囲いを設け、廃棄物の荷重が直接かかる場合の囲いの構造耐力上の安全性を確保すること。（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震等）

□2 保管場所の掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の寸法及び事項を表示した掲示板を設置すること。

(1) 寸法 60cm×60cm以上

(2) 表示すべき事項

- ア 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
- イ 特別管理産業廃棄物の種類
- ウ 管理者の氏名又は名称、連絡先
(管理を担当する課係名、電話番号)

特別管理産業廃棄物保管場所	
種類	PCB廃棄物
管理者の氏名	〇〇〇〇
連絡先	□□□□
関係者以外立入禁止	

□3 特別管理産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、及び悪臭防止の措置

PCB廃棄物が飛散・流出したりしないようにするとともに、地下浸透しないように底面を不浸透性材料で覆うこと。また、悪臭が発散しないようにすること。

□4 わずみ、蚊、ハエ、その他の害虫の発生防止

□5 他の物質の混入防止

他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

□6 PCB廃棄物特有の措置

- ①安定器は、形状変更の原則禁止（漏洩の認められないコンデンサー外付け型安定器を除く）
- ②密封等の揮発防止、高温にさらされないための必要な措置及び腐食防止措置を講ずること。

